

# おんが

発行所 遠賀町役場  
 編集発行 遠賀町庶務課  
 印刷所 冷牟田印刷合資会社

## 定例議会開催される

### 役場庁舎建設費

#### 二億七千四百万円可決

去る七月二十八日遠賀町第三回定例議会が招集され、付議可決された議案を次のとおりお知らせします。

#### ○議案第四四号

昭和四五年年度特別会計遠賀町水道才入出決算認定について

#### (1) 収益的収支

収入 水道事業収益  
 一七、一一一、四五五円

#### 支出 水道事業費用

一六、九六一、六六三円

#### (2) 資本的収支

収入 資本的収入  
 三、一六九、七〇一円

支出 資本的支出  
 三、一六九、七〇一円

#### ○議案第四五号

昭和四六年年度遠賀町一般会計補正予算

補正額 二八七、三六八千円

才入出予算総額  
 六二八、九七九千円

主なる補正は庁舎建設事業費  
 二七四、五〇五千円

#### ○議案第四六号

水稲無事とし金の交付について

1 対象年産 昭和四三、四四、四五年度

2 交付件数 五七七件

3 交付金額 五一〇、二六四也

○議案第五三号  
 遠賀郡遠賀町ほか三方町火葬場組合の設立について

○議案第五四号  
 芦屋町ほか三方町環境衛生施設

一部改正について  
 廃案(審議未了)  
 ○議案第四九号  
 遠賀町災害対策本部条例の制定について

○議案第五〇号  
 遠賀町防災会議条例の制定について

○議案第五一号  
 遠賀町水防協議会条例の制定について

○議案第五二号  
 遠賀町消防賞じゅつ金に関する条例の一部改正について

#### 別表二 障害者賞じゅつ金

功勞の程度及び障害の等級による支給額

障害の等級	功勞の程度	支給額
一級	(一) 抜群の功勞があり他の模範となる者 (二) 特に顕著な功勞がある者	二、六〇〇、〇〇〇円
二級	(一) 功勞の程度が二級に相当する者 (二) 功勞の程度が二級に相当する者	二、五〇〇、〇〇〇円
三級	(一) 功勞の程度が三級に相当する者 (二) 功勞の程度が三級に相当する者	二、四〇〇、〇〇〇円
四級	(一) 功勞の程度が四級に相当する者 (二) 功勞の程度が四級に相当する者	二、一六〇、〇〇〇円
五級	(一) 功勞の程度が五級に相当する者 (二) 功勞の程度が五級に相当する者	一、八九〇、〇〇〇円
六級	(一) 功勞の程度が六級に相当する者 (二) 功勞の程度が六級に相当する者	一、六五〇、〇〇〇円
七級	(一) 功勞の程度が七級に相当する者 (二) 功勞の程度が七級に相当する者	一、四一〇、〇〇〇円
八級	(一) 功勞の程度が八級に相当する者 (二) 功勞の程度が八級に相当する者	一、二〇〇、〇〇〇円

功勞の程度又は扶養親族の状況による増額

1 特に抜群の功勞があり、他の模範となる者であつて障害の等級が一級に該当するものについては、一級の最高額に四〇〇、〇〇〇円を加算することができる。

2 1に該当する者以外に扶養親族が二人以上あるときは、一人をこえる扶養親族五人まで、一人につき、(一)に該当する者については、六〇、〇〇〇円(二)に該当する者については四五、〇〇〇円(三)に該当する者については三〇、〇〇〇円を加算する。

○議案第五五号  
 遠賀町役場の位置を変更する条例の制定について

遠賀町役場の位置を遠賀町大字今古賀五一三番地に変更する。尚この条例の施行期日は規則に委任し現在未定である。

#### 別表一 殉職者賞じゅつ金

功勞の程度

金額

(一) 特に抜群の功勞があり他の模範となる者  
 三、〇〇〇、〇〇〇円

(二) 抜群の功勞があり他の模範となる者  
 二、六〇〇、〇〇〇円

(三) 特に顕著な功勞がある者  
 二、五〇〇、〇〇〇円

(四) 功勞の程度が二級に相当する者  
 二、四〇〇、〇〇〇円

(五) 功勞の程度が三級に相当する者  
 二、一六〇、〇〇〇円

(六) 功勞の程度が四級に相当する者  
 一、八九〇、〇〇〇円

(七) 功勞の程度が五級に相当する者  
 一、六五〇、〇〇〇円

(八) 功勞の程度が六級に相当する者  
 一、四一〇、〇〇〇円

(九) 功勞の程度が七級に相当する者  
 一、二〇〇、〇〇〇円

(十) 功勞の程度が八級に相当する者  
 一、〇〇〇、〇〇〇円

(十一) 功勞の程度が九級に相当する者  
 九〇〇、〇〇〇円

(十二) 功勞の程度が十級に相当する者  
 八〇〇、〇〇〇円

(十三) 功勞の程度が十一級に相当する者  
 七〇〇、〇〇〇円

(十四) 功勞の程度が十二級に相当する者  
 六三〇、〇〇〇円

(十五) 功勞の程度が十三級に相当する者  
 五五〇、〇〇〇円

(十六) 功勞の程度が十四級に相当する者  
 四七〇、〇〇〇円

(十七) 功勞の程度が十五級に相当する者  
 四〇〇、〇〇〇円

2 賞じゅつ金の支給を受ける遺族が条例第五條第一項第三号に掲げる者である場合においては、前項に定める額の二分の一に相当する額以内の額を減額することができる。

### 8月のこよみ

6日	広島原爆記念日
7日	月おくれ七夕の節句
8日	鼻の日
9日	立秋
15日	月おくれ盆
24日	終戦記念日 家庭の日 処暑

### 町民の動き

6月末	2,455世帯
男	4,537人
女	5,009人
計	9,515人
7月異動	-2世帯
男	+12人
女	+7人
計	+19人
7月末	2,453世帯
男	4,549人
女	5,016人
計	9,565人

昭和45年産良質米生産実績表（個人別）

区 分	等 級 別				不 合 格 数	減 額 数 量	政 府 実 績 数 量	得 点	氏 名	組 合 名
	2	3	4	5						
200俵以上	1	91	121			60	212	71.45	吉田 晃	千代丸
〃	2	101	107	2		10	210	71.25	吉田 敬孝	今古賀
〃	3	85	117			28	202	71.00	高崎 崇	老 良
〃	4	62	153			30	215	64.40	森 一正	浅 木
〃	5	32	209			9	241	56.60	村田 忠夫	木 守
〃	6	22	183			45	205	55.30	村田 秀美	〃
〃	7	25	191		1	34	217	54.50	高 万年	上別府
〃	8	52	152	11		215	215	54.35	安藤 貞昭	別 府
〃	9	17	188			205	205	54.10	副田 新藏	浅 木
〃	10	18	195			37	213	54.00	近松惣一郎	木 守
100俵以上	1	173				7	173	100.00	半田 三吾	上別府
〃	2	138	12			150	96.00	柴田アサ子	今古賀	
〃	3	156	18			26	174	94.85	石松 要	上別府
〃	4	108	23			15	131	91.20	繩手 五三	虫生津
〃	5	161	9			20	170	89.40	柴田 正和	松ノ本
〃	6	124	35			91	159	88.95	吉野寿一郎	虫生津
〃	7	79	31			20	110	85.40	泉原卯次郎	別 府
〃	8	70	50			120	79.10	加藤 幸敏	今古賀	
〃	9	79	61			10	140	78.20	石松 薫	上別府
〃	10	50	50			20	100	75.00	中山 包久	木 守
50俵以上	1	54	6			60	95.0	毛利 カメ	虫生津	
〃	2	61	8			11	69	94.2	仲山 敏美	〃
〃	3	60	9			16	69	93.45	二村 春巳	鬼 津
〃	4	50	12			62	90.30	柴田 春男	松ノ本	
〃	5	67	5			10	72	89.50	古畑 成久	尾 崎
〃	6	35	18			7	53	88.00	秦 秀敏	鬼 津
〃	7	41	18			59	84.75	谷口 芳吉	浅 木	
〃	8	34	16			50	84.00	柴田キヌエ	旧 停	
〃	9	58	27		1	86	83.49	横溝 文男	浅 木	
〃	10	46	40			4	86	76.50	松本 安子	木 守

(注) 政府売渡実績（自主流通米も含む）による。

良 質 米 生 産 表 彰

組合名	等 級 別				不 合 格 率	3等以 上の 占 め る 率	自主 流通 米の 割合	減 額 正 割 合	補 割 合	自主 流通 米 実 績 数 量	政 府 買 入 実 績 数 量	順 位
	2	3	4	5								
島 津	17.1	179.1	2.5		1.3	17.1	2.6	5.5	56	2,158	8	
若 松	7.4	86.5	4.3		1.8	7.4	0.9	13.1	20	2,215	13	
鬼 津	7.2	86.9	5.2		0.7	7.2	1.4	22.7	6	4,083	14	
尾 崎	3.9	81.2	13.1		1.8	3.9	6.2	12.6	339	5,395	16	
別 府	9.8	84.4	5.1		0.7	9.8	1.6	10.9	65	3,885	10	
千代丸	25.9	67.6	6.5			25.9	0	33.0		337	3	
今古賀	21.6	71.6	6.3		0.5	21.6	0	2.5	1	2,153	5	
上別府	16.8	77.2	5.3		0.7	16.8	3.2	11.6	182	5,541	9	
虫生津	29.9	68.7	1.3		0.1	29.9	3.5	12.2	70	1,995	2	
浅 木	8.9	86.7	3.6		0.8	8.9	2.0	15.5	97	4,855	12	
木 守	9.5	83.3	6.1		0.6	9.5	0.9	14.8	79	8,413	11	
老 良	6.3	84.8	8.4		0.5	6.3	0.5	21.7	10	1,850	15	
遠賀川	40.0	60.0				40.0	0	8.2	0	110	1	
旧 停	20.3	61.0	18.2		0.5	20.3	0	8.2	0	231	6	
広 渡	3.9	81.6	13.3		1.2	3.9	0.3	12.8	11	2,901	16	
松の本	25.7	70.1	2.5		1.5	25.7	12.2	11.6	221	1,806	4	
道 管	19.8	74.8	5.9			19.3	0	18.1	0	253	7	
合 計	11.7	81.0	6.4		0.9	11.7	2.4	13.8	1,157	48,681		

(注) 自主流通米も含む

昭和四十五年度良質米生産被表彰者が左記のとおり決定いたしました。尚表彰式については後日決定しお知らせいたします。

- 一、団体賞（良質米表彰）
- 五、〇〇〇俵以上 該当なし
- 三、〇〇〇俵以上 〃
- 一、〇〇〇俵以上 〃
- 〃 虫生津生産組合
- 〃 松の本生産組合
- 一、〇〇〇俵以下 〃
- 二〇〇俵以上 〃
- 〃 吉田 晃（千代丸）
- 〃 吉田 敬孝（今古賀）
- 一〇〇俵以上 〃
- 〃 半田 三吾（上別府）
- 〃 柴田アサ子（今古賀）
- 五〇俵以上 〃
- 〃 毛利 カメ（虫生津）
- 〃 仲山 敏美（〃）
- 三、個人賞
- 二、特別賞（自主流通米等表彰）
- 〃 松の本生産組合
- 〃 遠賀川生産組合

# 外国人の方へ!

## あなたの外国人登録証明書の切替の時期を確かめて下さい。

昭和四十三年に登録証明書の切替を受けた方、又は新規登録を受けた方は、その切替、又は登録を受けた日から三年目に相当する日(登録証明書に記入してあります)前三十日以内に左記のものを持参して役場に出頭し、新しい登録証明書の交付を受けなければなりません。

- 記
- 1 旅券(所持する人だけ)
  - 2 写真(十四才以上の方のみ、大きさは五平方センチ米、無帽、正面向きのもので最近六カ月以内に撮影したもの三枚)
  - 3 印鑑

### 遺言と相続について

わが国でも古く江戸時代時代には「書き置き」をして、死後の財産処分を定めておくという風習が、かなり広く行なわれていたようです。明治民法が制定され、遺言をしておかなくとも、法律によつて家督相続の順位などが明確にされておることから、わざわざ面倒な「書き置き」などしておかなくとも相続争いを生じないような風習がすたれてきました。今日では、いわば特別の人以外には遺言について関心がほとんどなくなつたようですが、家督相続の制度が廃止され、欧米各国と同様な法律制度となりました。今日では、遺言の必要性を欧米各国におけると同程度に達し、死後の財産を管理処分するために欠くことのできない重要なものとなっております。現行の相続制度のもとで、遺言で遺産の処分を明確に定めておかないと、

## 『郡民体育大会』

とき 八月二十二日  
ところ 遠賀中学校

第十二回遠賀郡民体育大会が八月二十二日遠賀中学校を主会場にして島門小学校などで行なわれまふ。毎年本町では出場選手が不足して郡内四ヶ町の四位であります。が今年こそ会場を受持つ町としてなんとかして全種目に選手を出し度いと体育協会の役員一同選手をさがし求めています。

勤務先や学校などで日頃やつてある方は奮つて参加して下さい。  
**実施競技**

- (1)陸上 (2)バスケットボール
  - (3)バレーボール (4)軟式庭球
  - (5)軟式野球 (6)卓球 (7)柔道
  - (8)剣道 (9)弓道 (10)相撲
- くわしいことは教育委員会に問合せ下さい。

### 子供を水の事故から守りましょう

夏休みも半ばを過ぎましたが幸い本町では子供の水死事故がまだ

できていません。暑さはこれからまだまだ続きますので気をゆるめないで危険な遊びをしている子供をみかければ

真夏の夜のリクレーション

## 「盆踊り大会」 商工会 共催 教育委員会

来る八月十六日遠賀中学校校庭において町内の盆踊り大会を催します。各部落とも参加下さるようお願いいたします。

なお、盆踊り大会は真夏の夜のリクレーションとして昨年から商工会で催されましたがこれを今年後も永く続けるため今年から商工会と教育委員会が共催することに

- 一、八月十六日午後七時、全出場者一せいに集合して抽せんで踊る順番を決めます。
- 二、一チーム出場から退場まで十五分間。
- 三、審査員が審査して優勝を決めます。
- 四、賞品多数。

## 遺族援護法、恩給法の一部改正

(一) このたび遺族援護法の一部が大層に緩和されました。今までは死亡疾病の起因が戦地で公務に基づくものだけが法の対象になっていました。

改正により昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日までの間に非戦地(内地等)において在職中に勤務に関連して負傷したり病氣にかかり、これに基づいて在職中又は復員後死亡した場合でもその者の遺族に特例遺族年金が支給されるようになりました。

給されるようになりました。(二) 昭和四十六年十月一日から旧軍人等に対して、実在職が三年以上七年年未滿の下士官以上(下士官以上としての在職年が一年以上)の方に一時恩給が支給されます。尚この手続、時期などについては後日町報でお知らせします。右のことについてわからない点があれば役場住民課社会係に問い合わせして下さい。

## お急ぎになる住民票、戸籍謄・抄本の交付請求について(お願い)

最近、転入、出生、死亡、婚姻等の届出と同時に、住民票や戸籍の謄、抄本を請求される方が、かなりありますが、届出と同時に事務処理上交付出来かねますので、この点充分ご承知してお願いいたします。

また、電話で請求されることも、出来るだけ、ご遠慮下さるようお願いいたします。

## アキ巢などの盗犯防止

夏は海水浴、キャンプなど解放された気分と子供の夏休みが重なり、家庭は留守になりがちです。つい、うっかりして、鍵をかけたまま、アキ巢などの被害にからないよう注意しましょう。

玄関に上等の鍵をつけていても、隣の勝手口が申しわけ程度の鍵は意味がありません。むしろ人目につきにくいほどガングリョウなものしておく心がけが大切です。

戸締まり

◎玄間、勝手口  
はいりやすい場所にはたやすく破られないシリンドー式掘り込み

箱錠、面付箱錠(開き音用)が最適です。それにもう一つ、戸に応じた補助錠をつけるようにしましょう。

◎ガラス窓

さし込錠だけでは「ガラス破り」や「あて使い」などの手口には弱いものです。

ガラスを破られても手のとどかない両高すみに「チョウ番締まり」か「ペーリー締まり」で補強することが必要です。

◎留守にするときは隣近所によく頼む習慣づけ

牛乳ビンや新聞が受け箱にたまっていては留守を教えるようなものなのです。

留守とわからないよう「お願いする」「まかしとき」と気軽に頼む。

今月の税金

町県民税第二期分

納期限 八月二十五日

水稲共済掛金

納期限 八月二十日

納期限に納めましょう

心配ごと相談所の開設について

このたびは住民福祉、生活上の充実をはかるため心配ごと相談所を開設いたしますので大いに利用下さい。

一、相談内容

生活苦、青少年、苦情、法律、衛生、老人、その他の広範囲の諸問題について

一、相談員 民生委員(通常五名)

福岡県警察官募集

福岡県警察官採用試験

○採用予定人員 約三五〇名(大卒者半数)

○受験資格 昭和十九年四月二日から昭和二十九年四月一日までに生まれた男子

○試験期日

第一次試験 十月十日(日)

第二次試験 十一月中旬

○試験地 福岡市、久留米市、飯塚市、北九州市

○受験申込書の受付期間 九月一

香典返し

次の方々から町社会福祉協議会に対し特別寄付を頂きました。紙上を以て御厚志にしてお礼申し上げます。

- 水上 又助殿 故水上ツルヨ様
白石多貴子殿 故白石 純夫様
小野 敏行殿 故小野 アキ様
矢野 隆殿 故矢野ウメノ様
小野 文彦殿 故小川登一郎様
小川 英機殿 故小野 郷雄様
安藤 松雄殿 故安藤 ヒサ様
安藤 貞昭殿 故安藤 彌様
征規殿 故村田ミツル様
丸井 絃昭殿 故丸井 辰雄様
毛利 孝輔殿 故毛利 茂様
村田 蕙殿 故村田 温知様
水上 剛正殿 故水上 セイ子様

大阪、兵庫

福岡県職員(警察事務)中級、初級職採用試験の実施

一、募集人員

中級警察事務 男子 約五名
初級警察事務 男女 約四十名
交通巡視員 女子 約二十名
この試験は、知事部局職員、学校事務職員の採用試験と同時に実施されるので、警察事務職員として適任者がおれば、警察事務を受験するように勧誘すること。

二、募集期間

七月上旬～十月四日

三、受付 九月六日～十月四日

四、試験日

(1)一次試験 十月十七日(日)

(2)二次試験 十一月中旬(警察)

県道 宮田～遠賀線西川右岸国道3号

線より鹿児島本線新川踏切間の全面通行止めについてお知らせ

昭和四十六年七月の豪雨により国道3号線より鹿児島本線新川踏切間の路肩が欠壊し、利用者の方には大変ご迷惑をおかけしています。急々復旧工事に着手する事となり左記のとおり一定期間の全面通行止めを行ないますので、ご協力下さいますようお願い致します。

線(別府山中理容院～上別府花園、町道木守、老良線(老良字 碓～木守)等を利用して下さい)
五、全面通行止期間終了後の車輛の通行
全面通行止期間終了後の車輛の通行は、復旧工事中であっても3号線より新川踏切間は従来どおり通行が出来ますが工事都合により一時待合せを致します。但し、大型車の通行は禁止します。

一、全面通行止の場所 遠賀川国道3号線より鹿児島本線新川踏切間
二、全面通行止の期間 昭和四十六年八月十七日より八月三十一日まで五日間
三、全面通行止期間中の車輛の通行

六、復旧工事の期間 復旧工事の期間復旧工事の期間は、昭和四十六年八月二日より昭和四十六年十一月二十九日までとなっております。

全面通行止期間は、木守方面より遠賀川方面に対する通行を一方通行とし、新川踏切より遠賀川駅前及び役場に通行するものとし、遠賀川方面より木守方面に対する通行は禁止します。但し歩行者は除きます。
四、全面通行止期間中の車輛のう廻道路

全面通行止期間中遠賀川方面より木守、上別府、浅木方面に対する通行は、町道山手線(千代丸～尾倉)、町道別府～上別府

町道山手線(千代丸～尾倉)、町道別府～上別府

